

出版法制史概略——検閲制度中心——

1869年(明治2) 出版条例

- ・著述者出版人売弘所ノ姓名住所等ヲ記載ス可シ。
- ・妄ニ教法ヲ説キ人罪ヲ誣告シ政務ノ機密ヲ洩シ或ハ誹謗シ及ビ淫蕩ヲ導ク事ヲ記載スル者軽重ニ從ヒテ罪ヲ科ス。
- ・図書ヲ出版スルニ先チテ書名著述者出版人ノ姓名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ学校(昌平・開成校)ヘ出シ学校ニテ検印ヲ押シテ彼ニ付ス是即チ免許状ナリ此ノ免許ノ月日ヲ併セ刻スベシ。
- ・刻成ルノ後五部ヲ学校ニ納ムベシ。

1869年(明治2) 新聞紙印行条例

- ・各人ノ作ル処ノ文若クハ雜説等其姓名ヲ注スベシ。

1871年(明治4) 新聞紙条例

※掲載記事の種類等を細かく規定して検閲強化。

1872年(明治5) 出版条例改正

※逐条化し、納本五部を三部へ減じた。

1873年(明治6) 新聞紙発行条目

- ※新聞紙印行条例の詳細化。発行の官許。
- ・官准ヲ乞ハズシテ新聞紙ヲ発スルヲ禁ズ。

1875年(明治8) 新聞紙条例

- ・筆者、変名ヲ用ヒタル時ハ、禁獄三十日罰金十円ヲ科ス。
- ・讒謗律ヲ犯シタル時ハ、編輯人、主ヲ以テ論ジ、筆者ハ從ヲ以テ論ズ、……。

※発行を許可制とする。

※懲役・罰金の細分化。

※社主、編集人、印刷人の権限・責任を明示。

※同時公布の讒謗律との関係。

※原則として筆者の住所・氏名の明記。筆名使用の厳罰化。

※裁判の公判前の報道の禁止。

※無許可の建白書の掲載禁止。

1875年(明治8) 讒謗律

※事実の有無に関わらず讒謗を禁ず。

1875年(明治8)6月28日

※出版物の所管を文部省から内務省へ。

1875年(明治8) 出版条例改正

- ・出版届版權願トモ草稿ヲ添フルニ及バズト雖モ、時トシテハ草稿ヲ徴シ検査スルコトアルベシ。

1876年(明治9) 内務省図書局設置

1879年(明治12) 教部省・東京警視庁を廃し、内務省に移管し、内務省警視局設置。

1880年(明治13) 名誉棄損を刑法に入れて讒謗律廃止。

1881年(明治14) 内務省警視局を警保局に改む。図書局への新聞、雑誌、雑報等の納本を警保局へと改む。

1882年(明治15) 内務省達

※東京府内で出版した図書の納本のみ警視庁経由とする。

1883年(明治16)4月16日 新聞紙条例改正

※保証金を出させ全体に厳罰化。交付日から一ヶ月以内に47紙が廃刊。前年末には355紙あったものが本年末には199紙に減ったと言われる。

※地方長官の発行禁・停止権制定。

※内務卿の印刷機差押権。

1883年(明治16) 出版条例改正

※出版届を「出版ノ前」から「十日前」とした。

1887(M20) 新聞紙条例改正

※地方長官の発行禁・停止権停止。

※新聞発行の許可制を届出制に。

※内務卿の印刷機差押権廃止。

※厳罰の緩和。

1887年(明治20) 出版条例改正

・専ラ學術技芸ニ関スル事項ヲ記載スルモノハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此条例ニ依ルコトヲ得。

・差押ヲ為ス時ハ製本ノ体裁ニヨリ其差押フベキ部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルベシ。

※時事を掲載しない定期行物(文芸雑誌など)は新聞紙条例ではなく出版条例で出せる。

※版權条例を出し、純粹な出版取締り法規とする。

※分割還付規定を設けるが執行は昭和。

1887年(明治20) 版權条例

・版權登録の文書図画には其保護年限ノ間ハ版權所有ノ四字ヲ記載スベシ。

※出版物の著作権を規定。

1887年(明治20) 脚本楽譜条例

※興行権ヲ有セントスルトキハ其脚本又ハ楽譜ニ興

行権所有ノ五字ヲ記載スベシ。

1887年(明治20)12月25日 保安条例

※翌日、尾崎行雄、星亨、中江兆民ら294名を皇居の3里外に追放。

1889年(明治22) 大日本帝国憲法

・第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作
印行集会及結社ノ自由ヲ有ス。

1893年(明治26) 出版法

・専ラ學術、技芸、統計、広告ノ類ヲ記載スル雑誌
ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得。

※出版条例を継承し、時事を掲載しない定期刊行物
(文芸雑誌など)を新聞紙法ではなく出版法で出
せる。

※分割還付規定も継承するが執行は昭和。

※出版届の期日を発行の10日前から3日前に。

1897年(明治30) 新聞紙条例改正

※発行の停止・禁止を発売頒布の停止、司法処分によ
る発行禁止とした。発行禁止は裁判を経ること
になった。

1898年(明治31) 保安条例廃止

1899年(明治32) 著作権法

※登録制から自然発生の無方式主義へ。

※著作権、興業権などを著作権として一本化。

※建築については未規定。

1909年(明治42) 新聞紙法

※出版法と記述形式を合わせる。

※全体に厳罰化。

※以後、出版法との一元化が何度も企図されるが実
現しないままに1949年(昭和24)廃法。

1910年(明治43)5月 大逆事件

7月 発禁図書官報告示停止。

※社会主義関係図書の大量発禁

1918年(大正7) 米騒動

※記事差止命令、138紙が発禁(8月14日)。抗議を
受け、翌日解禁。

1919年(大正8)8月 内閣開始

※雑誌「改造」編集部は処分の未然防止のために警
視庁と交渉し、発行前検閲を受け始める。

1925年(大正14) 治安維持法

1926年(大正15=昭和1) 分割還付要請

※出版界と文芸家は発売禁止期成同盟会を作り、内
務大臣に切り取り削除処分の実施を求める。

1926年(大正15=昭和1)「文芸春秋」新聞紙法へ

※出版法に依る文芸雑誌から時事を掲載できる新聞
紙法に依る総合雑誌に変更。

1927年(昭和2) 内閣廃止を内定

※出版界は存続を要望。

※内務省は分割還付(切り取り削除処分)示達。

1929年(昭和4)6月 分割還付拡大

※対象を単行本・月刊以上の雑誌から週刊以上に。

1938年(昭和13) 一部の作家の掲載自粛を内示

※内務省警保局は各雑誌社に中野重治、宮本百合子、
岡邦雄、戸坂潤、林要、鈴木安蔵、堀真琴の原稿
掲載見合わせを内示。

1939年(昭和14)3月 新聞、雑誌の創刊原則不可

※内務省は新聞紙法による新創刊を原則不可とす。

1940年(昭和15)11月 雑誌の整理廃合開始

1940年(昭和15) 内閣情報部を情報局に

※陸軍省報道部、内務省警保局、外務省情報部の所
管事務を一元化し、情報・宣伝・文化の統制。

1940年(昭和15) 雑誌のプラン提出を通達

※編集プランと執筆予定者リストの提出を求める。

1945年(昭和20) 敗戦

※GHQによる検閲の開始。

※9月29日のGHQ指令で出版法・新聞紙法は効力
を失う。

1947年(昭和22) 日本国憲法発布

※第21条、集会の自由・結社の自由・表現の自由、
検閲の禁止。

1949年(昭和24)5月 出版法・新聞紙法正式廃止